

① 労働者の職種 トラック運転手	③ 負傷又は発病の時刻 午前 1時30分頃 午後	④ 平均賃金(算定内訳別紙のとおり) 11,921円 34銭
⑤ 所定労働時間 午前 8時30分から午後 5時00分まで 午後	⑥ 休業補償給付額、休業特別支給金額の法定比率 (平均給与額) 証明書のとおりに記入してください。	
⑦ 災害の原因、発生状況及び発生当日の就労・療養状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全又は有害な状態が(お)どのような災害が発生したか(か)⑦と初診日と災害発生日が同じ場合は当日所定労働時間内に通院したか、⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること		
当社第2倉庫入口で18リットル入りの白灯油缶を倉庫に入れて保管するために、トラックの荷台から両手がかかえて一缶ずつ運搬中、コンクリートの床面にこぼれていた油で足をすべらせ、灯油缶を足に落とし、左足腓骨下端部を骨折した。		
⑧ 基礎年金番号	(ロ) 被保険者資格の取得年月日 年 月 日	
(ハ) 当該傷病に 関して支給 される年金 の種類等	厚生年金保険法の 年 月 日 国民年金法の イロハニ 船員保険法の ホ 障害年金	
⑨ 厚生年金保険 等の受給関係	障害等級 級 支給される年金の額 円 支給されることとなった年月日 年 月 日 基礎年金番号及び厚生年金 等の年金証書の年金コード 所轄年金事務所等	

(注 意)

一、所定労働時間後に負傷した場合は、⑨及び⑩欄については、当該負傷した日を除き記載してください。

二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額を超える場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合は、⑩欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

三、別紙2は、⑩欄の「賃金を受けなかつた日」のうち業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうち業務上の負担のみ労働した日(別紙2において「一部休業日」という)が含まれる場合に限り添付してください。

四、別紙3は、⑩欄の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合に、その他就業先ごとに記載してください。その際、その他就業先ごとに注意及び三の規定に従って記載した別紙1及び別紙2を添付してください。

五、請求人申請人が災害発生事業場で特別加入者であるときは、⑩欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

(一) ⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪欄の事項を証明することができる書類その他の資料を受け付ける必要はありません。

(二) 事業主の証明は必要ありません。

職種はなるべく具体的に作業内容がわかるように記入してください。

別紙1の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金額を記入します。

⑫どのような場所で、⑬どのような作業をしているときに、⑭どのような物または環境に、⑮どのような不安全または有害な状態が(お)どのような災害が発生したか、⑯⑦と初診日と災害発生日が同じ場合はその日の所定労働時間内に通院したか、⑰と初診日が異なる場合はその理由を記入してください。

同一の事由により厚生年金保険等の年金を支給される場合にのみ記入してください。

⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑳ その他就業先の有無 有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)	社
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称	社
	加入年月日 年 月 日	社
	給付基礎日額 円	社
	労働保険番号(特別加入)	社

六、第二回目以後の請求申請の場合には、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の欄から①欄まで及び⑦欄に記載する必要はありません。

(一) ①欄から⑦欄まで及び⑦欄に記載する必要はありません。

(二) 別紙1(平均賃金算定内訳)は付す必要はありません。

(三) その請求申請が離職後である場合(療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前である場合を除く)には、事業主の証明は必要はありません。

(四) 七、休業特別支給金の支給のみを行う場合には、⑧欄は記載する必要はありません。

(五) 八、復職事業労働者休業給付の請求は、休業補償給付の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかつたものとみなされます。

(六) 九、⑩欄の記載がない場合は、⑩欄の記載がない場合は、複数事業労働者休業給付の請求はしないものと取り扱います。

(七) 十、疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他以上の事業の業務を要因とすることが明らかでない疾病以外は、休業補償給付のみで請求されることがありません。

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。ここで記入された事業場ごとに別紙1から別紙3の作成が必要となります。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			() -

記入例

様式第8号(別紙1) (表面)

労働保険番号					氏名		災害発生日	
府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	厚労太郎		令和2年5月15日	
1	3	1	1	2	1	1	4	0
					2	9	0	0

複数事業労働者の方は、各事業場について「別紙1」を記入して、提出してください。

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		平成8年 4月 1日		常用・日雇の別		常用・日雇	
賃金支給方法		月給 週給 日給 時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日		毎月末	
A	月・週その他一定の期間に	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計
		総日数		28日	31日	30日	89日
		基本賃金		300,000円	300,000円	300,000円	900,000円
		手当		12,000	12,000	12,000	36,000
		計		322,000円	322,000円	322,000円	966,000円
B	他の請負制又は出来高払制その他	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計
		総日数		28日	31日	30日	89日
		労働日数		19日	22日	21日	62日
		残業手当		35,000	27,000	33,000	95,000
		計		35,000円	27,000円	33,000円	95,000円
総計		357,000円	349,000円	355,000円	1,061,000円		
平均賃金		賃金総額(ホ)1,061,000円÷総日数(イ) 89 = 11,921円34銭					
最低保障平均賃金の計算方法							
Aの(ロ) 966,000円÷総日数(イ) 89 = 10,853円93銭(ク)							
Bの(ニ) 95,000円÷労働日数(ハ) 62 × $\frac{60}{100}$ = 919円35銭(ク)							
(ク) 10,853円93銭+(ク) 919円35銭 = 11,773円28銭(最低保障平均賃金)							
日日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	賃金総額	平均賃金	(ク)÷(ロ)× $\frac{73}{100}$	
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額					
	第4号の場合	従事する事業又は職業					
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号による。)	平均賃金協定額の承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額 円						
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ)-休業した期間にかかるとの(リ)) ÷ (総日数(イ)-休業した期間(ロ)の(チ)) (円 - 円) ÷ (日 - 日) = 円 銭							

この欄には、労働日数等に関係なく一定の期間によって支払われた賃金を記入します。

賃金締切日を記入します。

災害発生日の直前の賃金締切日から遡って過去3か月間が平均賃金算定期間となりますので、当該期間における賃金計算期間を記入します。

該当する賃金計算期間中に実際に労働した日数を記入します。

この欄には、労働日数、労働時間数等に応じて支払われた賃金を記入します。

両者を比較して、いずれか高い方が平均賃金とされますので本例の場合の平均賃金は11,921円34銭となります。

記入例 (賃金計算期間中に業務外の傷病(私病)等による休業があった場合)

※本例は、私病により4月1日～4月30日までのうち7日間休業した場合の記入例です。

様式第8号(別紙1) (表面)

労働保険番号					氏名		災害発生年月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	厚労三郎		令和2年5月29日	
13	11	21	02092	000				

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと)

雇入年月日		平成8年4月1日			常用・日雇の別		常用・日雇		
賃金支給方法		月給 週給 日給 時間給・出来高払制・その他請負制			賃金締切日		毎月末日		
A	月・週その他一定の期間に	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計		
		総日数		28日	31日	30(23)日	89(82)日		
		基本賃金		300,000円	300,000円	230,000円	830,000円		
		住居手当		12,000	12,000	12,000	36,000		
		通勤手当		10,000	10,000	10,000	30,000		
計		322,000円	322,000円	252,000円	896,000円				
B	他の請くは時間又は出来高払制その他	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計		
		総日数		28日	31日	30(23)日	89(82)日		
		労働日数		19日	22日	14日	55日		
		基本賃金							
		残業手当		35,000	27,000	23,000	85,000		
計		35,000円	27,000円	23,000円	85,000円				
総計		357,000円	349,000円	275,000円	981,000円				
平均賃金		賃金総額(ホ) 981,000円 ÷ 総日数(イ) 89 = 11,022円47銭							
最低保障平均賃金の計算方法									
Aの(ロ) 896,000円 ÷ 総日数(イ) 89 = 10,067円41銭(ク)									
Bの(ニ) 85,000円 ÷ 労働日数(ハ) 55 × 60/100 = 927円27銭(ト)									
(ク) 10,067円41銭 + (ト) 927円27銭 = 10,994円68銭(最低保障平均賃金)									
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	賃金総額	平均賃金				
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額							円
	第4号の場合	従事する事業又は職業							円
	第4号の場合	都道府県労働局長が定めた金額							円
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額 円								
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ) - 休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ) - 休業した期間②の(チ)) (981,000円 - 5,133円) ÷ (89日 - 7日) = 11,900円81銭									

実際に支払われた金額を記入します。本例は、休業した7日分の基本賃金は支払われておらず月決めの住居手当及び通勤手当は支払われている場合の例です。

○囲みの数字は、私病などで休業した日数を控除した日数を記入します。

A, Bを比較して、いずれか高い方とCを比較して高い方が平均賃金とされますので本例の場合の平均賃金は11,900円81銭となります。

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳					
賃金計算期間	4月1日から 4月30日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計	
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	7 日	日	日	(7) 日	
休業した期間中の 療養等のため	基本賃金	円	円	円	
	住居手当	2,800		2,800	
	通勤手当	2,333		2,333	
	計	5,133 円	円	円	(1) 5,133 円
	休業の事由	000の手術により入院したため			

休業した日に対して支払われた金額を記入します。例えば、住居手当の金額は12,000(表面記載の住居手当)÷30(総日数)×7(休業した日数)で求められ、本例の場合は2,800となります。

③ 特別 給与 の 額	支払年月日	支払額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(特別給与)について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと思われる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

記入例（複数事業労働者の場合）

様式第8号(別紙3)

複数事業労働者用

① 労働保険番号（請求書に記載した事業場以外の就労先労働保険番号）

都道府県所管	管轄	基幹番号	枝番号
11104	6	0341	0000

② 労働者の氏名・性別・生年月日・住所

(フリガナ氏名) コウロウ タロウ 男 生年月日

(漢字氏名) 厚労 太郎 女 (昭和)平成・令和) ○ 年 7 月 8 日

〒 100 - 8916

(フリガナ住所) トウキョウト チヨダク カスミガセキ

(漢字住所) 東京都 千代田区 霞が関1-2-2

③ 平均賃金（内訳は別紙1のとおり）

5056 円 17 銭

④ 雇入期間

(昭和)平成・令和) 30 年 4 月 1 日 から 年 月 日 まで

現在

⑤ 療養のため労働できなかつた期間

令和 2 年 5 月 15 日 から 2 年 5 月 31 日 まで

⑥ 賃金を受けなかつた日数（内訳は別紙2のとおり）

17	日間のうち
17	日

⑦ 厚生年金保険等の受給関係

(イ) 基礎年金番号 _____ (ロ) 被保険者資格の取得年月日 _____ 年 月 日

(ハ) 当該傷病に関して支給される年金の種類等

年金の種類 厚生年金保険法の 障害年金 障害厚生年金

国民年金法の 障害年金 障害基礎年金

船員保険法の 障害年金

障害等級 _____ 級 支給されることとなつた年月日 _____ 年 月 日

基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード _____

所轄年金事務所等 _____

様式第8号（表面）で記入した事業場以外の事業場ごとに、この別紙3を記入してください。

様式第8号（表面）で記入した事業場以外の事業場の労働保険番号を記入してください。

様式第8号（表面）で記入した事業場以外の事業場について、別紙1の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金を記入してください。

様式第8号（表面）で記入した事業場以外の事業場の雇用期間を記入してください。

様式第8号（表面）で記入した事業場以外の事業場について、療養のため労働ができなかつた期間と、そのうち賃金を受けられなかつた日数を記入してください。

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合のみ記入してください。

上記②の者について、③から⑦までに記載されたとおりであることを証明します。

令和2年 6 月 5 日

事業の名称 株式会社〇〇興業 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

事業場の所在地 埼玉県熊谷市 〇-〇

事業主の氏名 代表取締役 〇〇二夫

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合には、当該支店長等の証明を受けてください。

向島労働基準監督署長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		()	-